



宮 崎 県 公 報

平成24年7月26日(木曜日) 第 2407 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地の変更…(障害福祉課) 1
- 歳入の徴収の事務の委託…(こども政策課) 1

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)…(農村整備課) 1
- 土地改良区の役員の退任の届出(2件)…(") 2
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…(") 2

- 入札公告… 2
- 教育委員会告示
 - 平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱… 3
 - 平成25年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱… 4
 - 平成25年度宮崎県立高等学校生徒募集定員… 5
- 労働委員会告示
 - 労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標の短縮… 6
- 正 誤
 - 平成24年5月28日付け県公報(第2390号)中… 6

告 示

宮崎県告示第 526号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所在地 | 名称及び所在地 | | 変 更 年 月 日 |
|-------------|-----|----------------------------|----------------------------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 国民健康保険諸塚診療所 | 諸塚村 | 諸塚村国民健康保険病院 諸塚村大字家代2661 | 国民健康保険諸塚診療所 諸塚村大字家代3063 | 平成24年 4月1日 |

宮崎県告示第 527号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 委託した徴収事務 | 委 託 先 | 委 託 期 間 |
|---------------|--------------|-----------------------------|
| 保育士登録業務に係る手数料 | 社会福祉法人日本保育協会 | 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで |

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 黒 木 明 則 | 国富町大字八代北保2051番地4 |
| 理 事 | 高 橋 信 弘 | 国富町大字八代北保1044番地1 |
| 理 事 | 有 馬 清 文 | 国富町大字八代南保3805番地 |
| 理 事 | 寺 田 睦 生 | 国富町大字八代南保3501番地 |
| 理 事 | 永 野 友 信 | 国富町大字八代南保3681番地 |
| 理 事 | 江 藤 正 和 | 西都市大字上三財2766番地 |
| 理 事 | 日 高 恒 夫 | 国富町大字八代南保3765番地 |
| 理 事 | 徳 永 史 至 | 国富町大字八代北保1972番地 |
| 理 事 | 芋 高 信 行 | 国富町大字八代北保2124番地39 |
| 監 事 | 芝 吹 芳 雄 | 国富町大字八代南保3702番地 |
| 監 事 | 山 本 憲 一 | 国富町大字八代南保3676番地 |

(任期:平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------|
| 理 事 | 福 田 優 | 国富町大字八代北保1930番地 |

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 芝 吹 芳 雄 | 国富町大字八代南俣3702番地 |
| 理 事 | 有 馬 清 文 | 国富町大字八代南俣3805番地 |
| 理 事 | 重 富 健 徳 | 国富町大字八代南俣3793番地 |
| 理 事 | 三 浦 啓 介 | 国富町大字八代南俣3681番地 |
| 理 事 | 山 本 憲 一 | 国富町大字八代南俣3676番地 |
| 理 事 | 黒 木 明 則 | 国富町大字八代北俣2051番地 4 |
| 理 事 | 石 川 実 行 | 国富町大字八代北俣1171番地 |
| 理 事 | 山 崎 郁 彦 | 国富町大字八代北俣2108番地 |
| 監 事 | 緒 方 俊 昭 | 国富町大字八代南俣3887番地 |
| 監 事 | 黒 木 幸 哉 | 国富町大字八代南俣3676番地21 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 長 | 竹 次 純 夫 | 高千穂町大字田原1785番地 |
| 理 事 | 後 藤 邦 治 | 高千穂町大字田原2337番地 |
| 理 事 | 内 倉 清 隆 | 高千穂町大字田原2126番地 |
| 理 事 | 工 藤 彰 | 高千穂町大字田原1836番地 |
| 理 事 | 佐 藤 道 雄 | 高千穂町大字田原2170番地 |
| 理 事 | 菅 善 夫 | 高千穂町大字田原2712番地 |
| 監 事 | 佐 藤 茂 男 | 高千穂町大字田原2341番地 |
| 監 事 | 河 内 文 義 | 高千穂町大字田原2162番地 |

(任期：平成26年 4 月 7 日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 長 | 竹 次 純 夫 | 高千穂町大字田原1785番地 |
| 理 事 | 後 藤 邦 治 | 高千穂町大字田原2337番地 |

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 内 倉 清 隆 | 高千穂町大字田原2126番地 |
| 理 事 | 工 藤 彰 | 高千穂町大字田原1836番地 |
| 理 事 | 佐 藤 道 雄 | 高千穂町大字田原2170番地 |
| 理 事 | 菅 善 夫 | 高千穂町大字田原2712番地 |
| 監 事 | 佐 藤 茂 男 | 高千穂町大字田原2341番地 |
| 監 事 | 河 内 文 義 | 高千穂町大字田原2162番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 廣 島 清 治 | 小林市野尻町紙屋3800番地 7 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------|
| 監 事 | 森 隆 二 | 三股町大字樺山4412番地10 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成24年 7 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 7 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 校務用パーソナルコンピュータ 430台
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年 9 月28日
- (4) 契約期間 平成24年10月 1 日から平成29年 9 月30日まで（60月）

- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリ及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年8月16日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成24年7月26日から平成24年9月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成24年7月26日から平成24年8月15日まで(土曜日

及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成24年8月16日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成24年9月4日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成24年9月5日午前11時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs : 430 computers
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.4 September 2012
- (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1- 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚園部・高等部入学者募集要綱をここに公表する。

平成24年7月26日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚園部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚園部・高等部の入学者の募集は、一人一人

の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」（以下「募集実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員」に定めることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚部にあつては、平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあつては、平成19年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部本科にあつては、特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者（平成25年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（平成25年3月修了見込みの者を含む。）、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成25年3月卒業見込みの者を含む。）、又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目による。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接
平成25年3月5日（火）及び3月6日（水）
- ② 合格者発表
平成25年3月19日（火）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第4号

平成25年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成24年7月26日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

平成25年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適正等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成25年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

3 応募資格

以下の(1)(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

- (1) 平成25年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成25年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜（スポーツ推薦を含む。以下同じ。）、一般入学者選抜及び二次募集入学者選抜による。

(1) 推薦入学者選抜

- ① 推薦入学者選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、30%±20%（10%～50%）の範囲内で各高等学校長が定める。
- ② 推薦入学者選抜は、面接の結果、作文又は小論文、学校推薦書、自己推薦書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

(2) 一般入学者選抜

- ① 一般入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ② 学力検査においては、傾斜配点をを用いることができる。

(3) 二次募集入学者選抜

- ① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
- ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 日程

① 推薦入学者選抜

- | | |
|----------|---------------|
| ア 選抜検査 | 平成25年2月6日（水） |
| イ 合格内定通知 | 平成25年2月14日（木） |
| ウ 合格者発表 | 平成25年3月19日（火） |

② 一般入学者選抜

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ア 選抜検査 | 平成25年3月5日（火）及び 平成25年3月6日（水） |
| イ 合格者発表 | 平成25年3月19日（火） |

③ 二次募集入学者選抜

- | | |
|--------|---------------|
| ア 選抜検査 | 平成25年3月25日（月） |
|--------|---------------|

イ 合格者発表 平成25年 3月26日 (火)

6 通信制課程の入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、面接と作文その他必要な書類等により行う。
- (2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。
- (3) 日程
- ① 入学者選抜
- ア 選抜検査 平成25年 3月25日 (月)
- イ 合格者発表 平成25年 3月27日 (水)
- ② 二次募集入学者選抜
- ア 選抜検査 平成25年 4月 3日 (水)
- イ 合格者発表 平成25年 4月 5日 (金)

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各高等学校長は、海外帰国子女等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第 5 号

平成25年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

平成24年 7月26日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成25年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

(1) 全日制の課程

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募集定員 (人) |
|----------|--------------|-------------|
| 高千穂高等学校 | 普通科 | 80 |
| | 生産流通科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| 延岡高等学校 | 普通科 | 160 |
| | メディカル・サイエンス科 | 80 |
| 延岡星雲高等学校 | 普通科 | 160 |
| | フロンティア科 | 40 |
| 延岡工業高等学校 | 機械科 | 40 |
| | 電気電子科 | 40 |
| | 情報技術科 | 40 |
| | 土木科 | 40 |
| | 環境化学システム科 | 40 |
| | 生活工学科 | 40 |
| 延岡商業高等学校 | 商業科 | 80 |
| | 会計科 | 40 |
| | 流通経済科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| 門川高等学校 | 総合学科 | 160 |
| 日向高等学校 | 普通科 | 240 |
| | フロンティア科 | 40 |
| | 商業科 | 40 |

| | | |
|----------|---------------|-----|
| 富島高等学校 | 会計科 | 40 |
| | 国際経済科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| | 生活情報科 | 40 |
| 日向工業高等学校 | 機械科 | 40 |
| | 電気科 | 40 |
| | 建築科 | 40 |
| 都農高等学校 | 総合学科 | 120 |
| 高鍋高等学校 | 普通科 | 200 |
| | 普通科 (探究科学コース) | 40 |
| 高鍋農業高等学校 | 生活情報科 | 40 |
| | 農業科 | 40 |
| | 園芸科 | 40 |
| | 畜産科 | 40 |
| 西都商業高等学校 | 食品化学科 | 40 |
| | 商業科 | 40 |
| 妻高等学校 | 経営情報科 | 80 |
| | 普通科 | 120 |
| 佐土原高等学校 | 福祉科 | 40 |
| | 電子機械科 | 80 |
| | 通信工学科 | 40 |
| | 情報技術科 | 80 |
| 宮崎大宮高等学校 | 産業デザイン科 | 40 |
| | 普通科 | 360 |
| 宮崎南高等学校 | 文科情報科 | 80 |
| | 普通科 | 320 |
| 宮崎北高等学校 | フロンティア科 | 80 |
| | 普通科 | 280 |
| 宮崎西高等学校 | サイエンス科 | 40 |
| | 普通科 | 280 |
| 宮崎農業高等学校 | 理数科 | 120 |
| | 生物工学科 | 40 |
| | 生産流通科 | 40 |
| | 食品工学科 | 40 |
| 宮崎工業高等学校 | 環境工学科 | 40 |
| | 生活文化科 | 40 |
| | 機械科 | 40 |
| | 生産システム科 | 40 |
| | 電気科 | 40 |
| | 電子情報科 | 40 |
| 宮崎商業高等学校 | 建築科 | 40 |
| | 化学環境科 | 40 |
| | インテリア科 | 40 |
| | 商業科 | 120 |
| 宮崎海洋高等学校 | 国際経済科 | 40 |
| | 経営情報科 | 80 |
| | 経営科学科 | 40 |
| 本庄高等学校 | 海洋科学科 | 120 |
| 小林高等学校 | 総合学科 | 160 |
| | 普通科 | 200 |
| 小林秀峰高等学校 | 普通科 (体育コース) | 40 |
| | 農業科 | 40 |
| | 機械科 | 40 |
| | 電気科 | 40 |

| | | |
|-----------|---------------|-----|
| | 商業科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| | 福祉科 | 40 |
| 飯野高等学校 | 普通科 | 80 |
| | 生活情報科 | 40 |
| 都城泉ヶ丘高等学校 | 普通科 | 200 |
| | 理数科 | 80 |
| 都城西高等学校 | 普通科 | 200 |
| | フロンティア科 | 40 |
| 都城農業高等学校 | 農業科 | 40 |
| | 畜産科 | 40 |
| | ライフデザイン科 | 40 |
| | 食品科学科 | 40 |
| | 農業土木科 | 40 |
| 都城工業高等学校 | 機械科 | 40 |
| | 情報制御システム科 | 40 |
| | 電気科 | 40 |
| | 建設システム科 | 40 |
| | 化学工業科 | 40 |
| | インテリア科 | 40 |
| 都城商業高等学校 | 商業科 | 80 |
| | 会計科 | 40 |
| | 国際経済科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| 高城高等学校 | 普通科 | 80 |
| | 生活情報科 | 40 |
| 日南高等学校 | 普通科 | 120 |
| | 普通科 (探究科学コース) | 40 |
| 日南振徳高等学校 | 地域農業科 | 40 |
| | 機械科 | 40 |
| | 電気科 | 40 |
| | 商業科 | 40 |
| | 経営情報科 | 40 |
| | 福祉科 | 40 |
| 福島高等学校 | 普通科 | 120 |

(2) 定時制の課程

| 学 校 名 | 学科名 | 部 | 募集定員 (人) |
|--------------------|-----|------|-------------|
| 延岡青朋高等学校 (単位制) | 普通科 | — | 40 |
| | 商業科 | — | 40 |
| 富島高等学校 (単位制) | 商業科 | — | 40 |
| 宮崎東高等学校 (単位制) | 普通科 | 昼間の部 | 80 |
| | | 夜間の部 | 40 |
| 宮崎工業高等学校 (単位制) | 機械科 | — | 40 |
| | 電気科 | — | 40 |
| | 建築科 | — | 40 |
| 都城泉ヶ丘高等学校 (単位制) | 普通科 | — | 40 |
| | 商業科 | — | 40 |

(3) 通信制の課程

| 学 校 名 | 学 科 名 | 募集定員 (人) |
|-------------------|-------|-------------|
| 延岡青朋高等学校 (単位制) | 普通科 | 250 |
| 宮崎東高等学校 | 普通科 | 350 |

(単位制)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 4 号

労働組合法 (昭和24年法律第 174号) 第27条の18に規定する審査の期間の目標を、従来の「1年6か月」から改め、「1年とする。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとする。」と定めた。

平成24年 7 月 26 日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

正 誤

平成24年 5 月 28 日付け県公報 (第2390号) 中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|--------|--------|
| 1 | 38 | 特例販売業の | 特例販売業の |
| 11 | | 申請を | 申請 |